

重要事項説明書

契約概要・注意喚起情報

お申込み前に必ずお読みください



ご契約に関する大切な事項を記載したものです。
お申込み前に必ずお読みください。

本商品についてのご案内は

 **0120-312-201**

受付時間 9:00~19:00(土曜日は17:00まで) ※日・祝日を除く

Webサイト <http://neofirst.co.jp>



契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

» P.1



注意喚起情報

「注意喚起情報」は、お申込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

» P.5



重要事項説明書 (契約概要)

- 「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

1 商品のしくみ

「ネオdeきぎょう」の正式名称は「一定期間災害保障重視型定期保険」です。

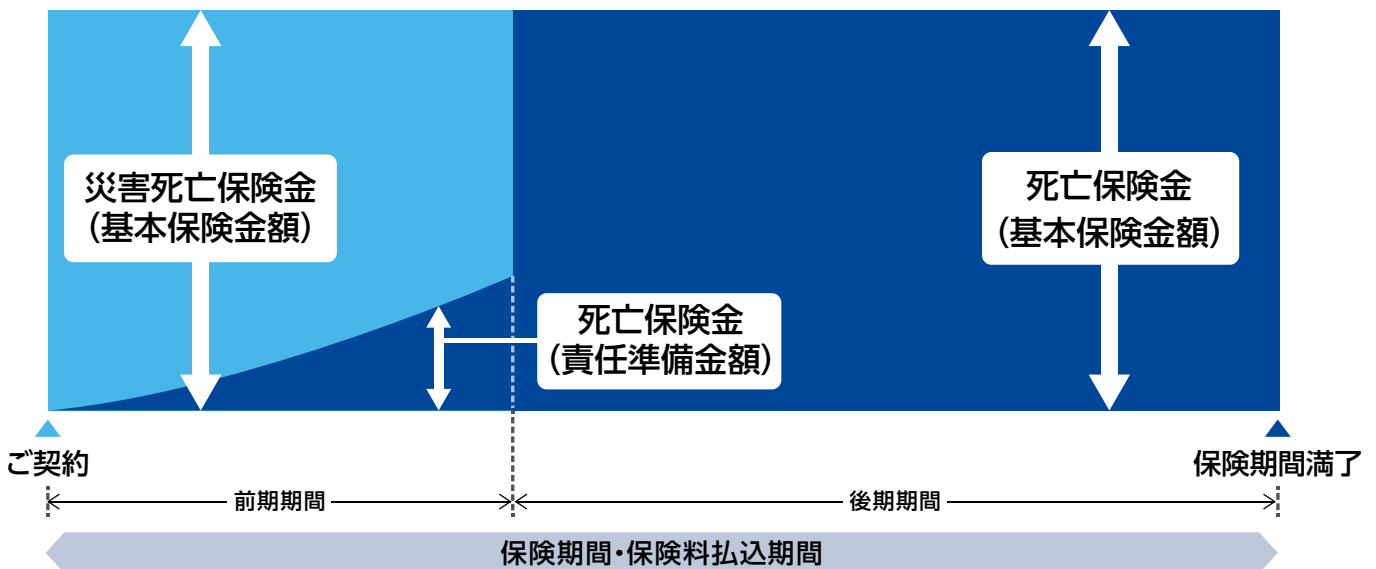
ポイント

「ネオdeきぎょう」は被保険者の死亡に備えることができる保険です。

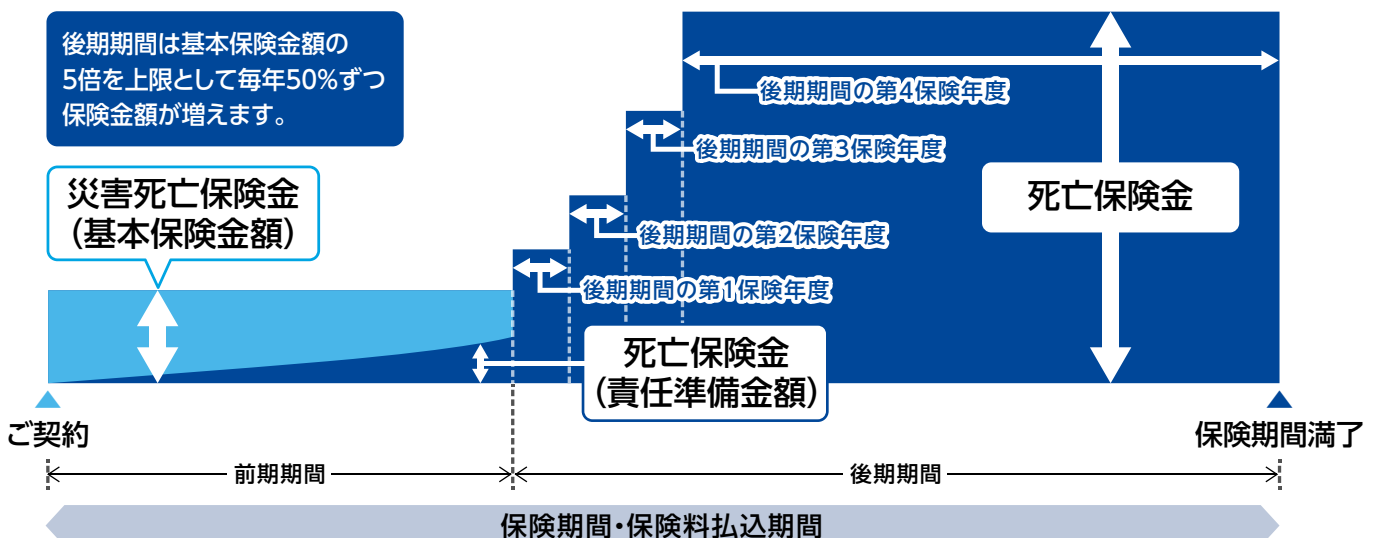
保険期間は前期期間と後期期間に区分され、前期期間中は不慮の事故による傷害を直接の原因とした死亡を重点的に保障し、後期期間中は原因によらず死亡された場合に死亡保険金をお支払いします。

- ⚠️ 本商品は法人契約専用商品です。
- ⚠️ 高度障害状態に該当した場合の保障はありません。

しくみ図(イメージ) (後期保障遡増特則を適用しない場合)



しくみ図(イメージ) (後期保障遡増特則を適用する場合)



※責任準備金とは、将来の保険金をお支払いするために、保険料の中から積み立てられるものをいいます。
 ※お申し込みいただく保険契約の保険金額、保険期間、保険料払込期間、保険料、保険料払込方法、保険料払込経路などについては申込書(電磁的方法によるときは申込画面)の該当箇所を必ずご確認ください。

●「契約概要」に記載の支払事由や給付の際の制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由・制限事項などの詳細や主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

引受保険会社	
ネオファースト生命保険株式会社 〒141-0032 東京都品川区大崎二丁目11-1 大崎ウィズタワー Webサイト http://neofirst.co.jp	ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター  0120-312-201 受付時間 9:00~19:00(土曜日は17:00まで) ※日・祝日を除く

2 保険金のお支払い

保険期間	保険金	保険金をお支払いする場合	支払額	受取人										
前期期間中	災害死亡保険金	被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故(*1)による傷害を直接の原因として、前期期間中に死亡したとき	基本保険金額	死亡保険金受取人										
	死亡保険金	被保険者が前期期間中に死亡したとき。ただし、災害死亡保険金が支払われる場合を除きます。	被保険者が死亡した時までの経過年月数により計算した責任準備金額											
後期期間中	死亡保険金	被保険者が後期期間中に死亡したとき	<後期保障遡増特則を適用しない場合> 基本保険金額 <後期保障遡増特則を適用する場合> 後期期間の保険年度(*2)に応じて 基本保険金額につぎの率を乗じて得た金額											
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>保険年度</th> <th>基本保険金額に 乗じる率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>後期期間の第1保険年度</td> <td>1.500</td> </tr> <tr> <td>後期期間の第2保険年度</td> <td>2.250</td> </tr> <tr> <td>後期期間の第3保険年度</td> <td>3.375</td> </tr> <tr> <td>後期期間の第4保険年度以降</td> <td>5.000</td> </tr> </tbody> </table>		保険年度	基本保険金額に 乗じる率	後期期間の第1保険年度	1.500	後期期間の第2保険年度	2.250	後期期間の第3保険年度	3.375	後期期間の第4保険年度以降	5.000
			保険年度		基本保険金額に 乗じる率									
			後期期間の第1保険年度	1.500										
			後期期間の第2保険年度	2.250										
後期期間の第3保険年度	3.375													
後期期間の第4保険年度以降	5.000													
後期期間の第1保険年度	1.500													
後期期間の第2保険年度	2.250													
後期期間の第3保険年度	3.375													
後期期間の第4保険年度以降	5.000													

(*1)「不慮の事故」については、以下の「保障内容に関する注意事項」をご参照ください。

(*2)後期期間の保険年度は、前期期間が満了する日の翌日から直後の年単位の契約応当日の前日までを後期期間の第1保険年度とし、以後、年単位の契約応当日ごとに1年を加えて計算します。

- ⚠ 前期期間中に不慮の事故による傷害以外の原因により死亡した場合は、災害死亡保険金ではなく死亡保険金のお支払いの対象となります。この場合、支払額(責任準備金額)は災害死亡保険金の金額より少なく、払込保険料累計額よりも少ない金額となります。
- ⚠ 保険期間、前期期間および後期期間の変更の取り扱いはありません。
- ⚠ 満期保険金はありません。

保障内容に関する注意事項

不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします。不慮の事故に該当する事例・該当しない事例は、次のとおりです。

該当例	非該当例
<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故 ・転落、転倒 ・火災 ・溺水 ・窒息 	<ul style="list-style-type: none"> ・公害 ・職業病の原因となったもの ・自殺および自傷行為 ・感染症 ・疾病の症状に起因する入浴中の溺水

3 ご契約の引受条件

ご契約にあたっては以下の条件があります。

契約年齢	後期保障通増特則を適用しない場合:20歳～80歳 後期保障通増特則を適用する場合 : (被保険者が男性)20歳～78歳 (被保険者が女性)20歳～80歳
保険期間(*)	99歳まで ※保険期間は10年以上
	前期期間 5年 後期期間 5年以上
保険料払込期間	保険期間と同一
基本保険金額(*)	後期保障通増特則を適用しない場合:500万円～5億円 後期保障通増特則を適用する場合 :500万円～1億4千万円

(*) 保険期間、最高基本保険金額については、所定の制限があります。
詳細はネオファースト生命にご確認ください。

4 保険料の払込み

保険料払込方法	月払、年払	
保険料払込経路	第1回保険料	振込扱、口座振替扱
	第2回以後の保険料	送金扱(年払のみ)、口座振替扱

5 保険料

- 基本保険金額(後期保障通増特則を適用する場合は、保険期間を通じた平均保険金額に換算した額)が1,000万円以上の場合には高額割引が適用され、保険料が割引となります。基本保険金額が3,000万円以上の場合にはさらに割引となります。
- 基本保険金額を減額された場合、適用される割引が変更されるか、または割引が適用されなくなることがあります。

6 解約返戻金

解約返戻金は、多くの場合、払込保険料累計額を下回ります。
特に、契約後短期間で解約する場合、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

7 契約者配当金

契約者配当金はありません。

8

契約者貸付

- 一時的に資金をご入用の場合に、解約返戻金の所定の範囲内で、ネオファースト生命が資金の貸付をする制度です。この制度を利用されるときは、ネオファースト生命コンタクトセンターまでご連絡ください。
- 貸付金には所定の利息が付利されます。

9

払済終身保険への変更

- 次回以後の保険料払込を中止し、被保険者の死亡を支払事由とする終身保険(払済終身保険)に変更することができます。
- 払済終身保険の死亡保険金額は、解約返戻金をもとに定めます。
なお、3年以上有効に継続しているご契約に限り取り扱います。払済終身保険の死亡保険金額が所定の金額に満たない場合は取り扱いできません。

10

税務

税務の取り扱いについては、2019年6月時点の法令等および2019年6月28日付「法人税基本通達等の一部改正について(法令解釈通達)」にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には、変更後の取り扱いが適用されますのでご注意ください。**詳細については、税理士や所轄の税務署等にご確認ください。**

11

預金との違い

本商品は、ネオファースト生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません(預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません)。

12

その他留意事項

- ◆ 保険料の自動貸付、保険契約の復活の取り扱いはありません。
- ◆ 保険金のお支払いができない場合
「免責事由に該当した場合」「告知義務違反・重大事由によるご契約の解除の場合」「詐欺による取消しの場合」「不法取得目的によるご契約の無効の場合」など、保険金のお支払いができない場合があります。
- ◆ 相談・照会・苦情の窓口について
「注意喚起情報」の **10 相談・照会・苦情の窓口** **P.10** をご確認ください。
- ◆ 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」について
本商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。
詳しくは、「注意喚起情報」の **10 相談・照会・苦情の窓口 指定紛争解決機関について** **P.10** をご確認ください。



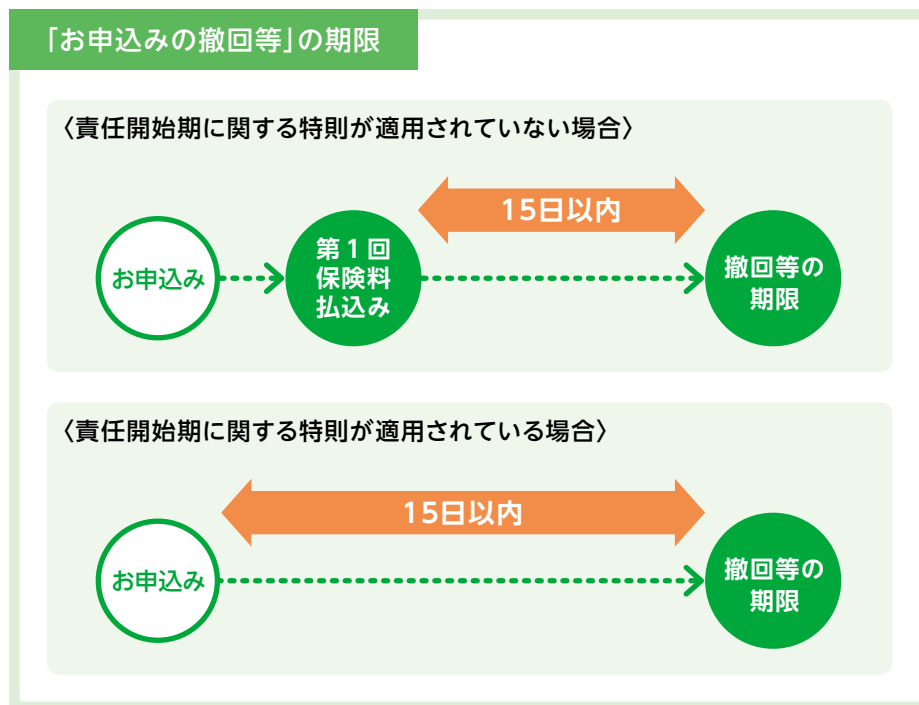
重要事項説明書 (注意喚起情報)

- お申込みに際して、特にご注意ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- この「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は「契約概要」「ご契約のしおり・約款」に記載していますので必ずご確認ください。

1

クーリング・オフ(ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除)

- お申込者または保険契約者(以下「申込者等」といいます)は、ご契約の申込日または第1回保険料をお払い込みいただいた日のいずれか遅い日(「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約の場合は、ご契約の申込日)から、その日を含めて15日以内であれば、書面によるお申し出により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます)をすることができます。



◆「お申込みの撤回等」の方法

お申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便により上記期間内にネオファースト生命あてに発信してください。書面に記載いただく内容については「ご契約のしおり・約款」(クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除)について)をご確認ください。

◆「お申込みの撤回等」ができない場合

債務履行の担保のための保険契約であるなど、お申込みの撤回等を行うことができない場合があります。

2

健康状態などの告知

- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。健康状態のよくない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件で契約されると、保険料負担の公平性を保つことができません。したがって、ご契約のお申込みに際して、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態、職業などについての質問事項に対して、事実をありのまま正確にもれなく告知していただく義務(告知義務)があります。
- ご契約をお引き受けするかどうかを決めるための重要なことごとについておたずねします。**健康状態など、告知書などでおたずねすることについて、事実をありのまま正確にもれなく告知してください。**
- 生命保険募集人(募集代理店を含みます)に口頭でお話しいただいても、告知したことはありません。また、生命保険募集人(募集代理店を含みます)は告知の可否は判断できません。告知に関するご質問は、ネオファースト生命にご確認いただく必要があります。
- ネオファースト生命の確認担当社員またはネオファースト生命が委託した確認担当者が、ご契約のお申込み後または保険金のご請求の際、ご契約のお申込み内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。



告知内容が事実と相違する場合

- 告知書などの質問事項について、以下の項目に該当する場合には**「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。**
 - 故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり事実と違うことを告知された場合で、責任開始日から2年以内のとき
 - 責任開始日から2年を経過していても、保険金の支払事由が2年以内に発生していた場合
- ご契約を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。
- ご契約が解除される場合で、すでに保険金をお支払いしている場合には、その金額をネオファースト生命にお返しいただきます。
- 告知義務違反があった場合で、その内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金のお支払いができないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも取消しとなる場合があります。また、すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。

◆ 現在のご契約の見直しを行う場合

現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約をご検討の方は以下の事項にご留意ください。

- 一般の契約と同様に告知義務があります。現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約の場合には、新たなご契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- **告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たなご契約をお引き受けできなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・取消しとなることもあります。**

3

責任開始期(保障の開始時期)

ご契約のお引受けをネオファースト生命が承諾した場合には、以下の時から保障が開始されます。

◆「責任開始期に関する特則」が適用されていないご契約

(第1回保険料を振込によりお支払いいただくご契約)

- ・第1回保険料をネオファースト生命が受け取った時または告知が行われた時の**いずれか遅い時**



◆「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約

(第1回保険料を口座振替によりお支払いいただくご契約)

- ・ご契約のお申込みをネオファースト生命が受けた時または告知が行われた時の**いずれか遅い時**



※募集代理店によっては、責任開始期に関する特則を取り扱わない場合もあります。



「責任開始期に関する特則」が適用されたご契約の払込み

責任開始期に関する特則が適用されているご契約については、以下のとおり取り扱います。

- ① 第1回保険料は、**責任開始日の属する月の翌月末日まで**にお支払いください。
- ② ①の払込みにあたっては、①の払込期間の満了日の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間がありますが、その**猶予期間内にも払込みがない場合は、ご契約は無効となります。**

※生命保険募集人は、お客さまとネオファースト生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してネオファースト生命が承諾したときに有効に成立します。

4

保険金のお支払いができない場合

以下のような場合など、保険金のお支払いができない場合があります。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

◆責任開始期前の不慮の事故

責任開始期前の不慮の事故を原因とする場合

◆告知義務違反による解除

告知していただいた内容が事実と相違し、**ご契約が告知義務違反により解除**となった場合

◆重大事由による解除

保険金を詐取る目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が**暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当**すると認められたときなど重大事由によりご契約が解除された場合

◆失効後の保険事故

保険料の払込みがなく、**ご契約が失効**した場合

◆詐欺による取消し・不法取得目的による無効

保険契約について**詐欺**によりご契約が取消しとなった場合や、**保険金の不法取得目的**があっご契約が無効になった場合

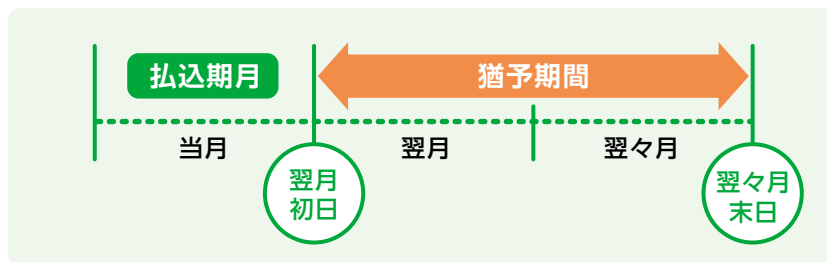
5

払込猶予期間・失効

- 保険料は払込期月(保険料をお払い込みいただく月)内にお払い込みください。払込期月内に払込みの都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- 第2回以後の保険料の払込みには以下のとおり猶予期間があります。**猶予期間中にも払込みがない場合、ご契約は効力を失います。**なお、本商品には、**失効したご契約の復活の取り扱い、保険料の自動貸付の取り扱いはありません。**

猶予期間
払込期月の翌月初日から翌々月末日まで

※払込期月とは、契約応当日の属する月の初日から末日まで(契約日に関する特則が適用されている契約の第2回保険料については契約応当日の属する月の初日から翌月末日まで)のことをいいます。



6

解約と解約返戻金

- 解約はいつでもできますが、解約された時点でご契約は消滅し、以後の保障はなくなります。
- ご契約を解約された場合には解約返戻金をお支払いしますが、多くの場合、払込保険料累計額よりも少ない金額となります。
- 解約返戻金の額は、年齢・性別・経過年月数・払込年月数などによって異なります。
- 特に、ご契約後に短期間で解約されたときの解約返戻金は、まったくないかあってもごくわずかです。

7

現在のご契約の見直し

現在のご契約を解約または減額し、新たにご契約へのお申込みをご検討されている方は、特に以下の点にご注意ください。

- 解約・減額の際に払戻しできる金額は、多くの場合、払込保険料の合計額(減額の場合は減額部分に対応する保険料)よりも少なくなるか、もしくは**解約返戻金がない場合があります。**
- 新たにご契約は、**被保険者の健康状態によっては、ご契約をお断りする場合があります。**
- 新たにご契約の保険料は、新たにご契約時点での被保険者の年齢で計算されます。また、保険料の基礎となる予定利率・予定死亡率などが、現在のご契約と新たにご契約で異なることがあります。たとえば、予定利率が引き下げられることによって主契約などの**保険料が引き上げられる場合があります。**
- 新たにご契約は告知義務違反による解除、責任開始期前の発病など、保険金をお支払いできない場合があります。

8

保険金の支払事由が生じた場合

- お客さまからのご請求に応じて保険金のお支払いを行う必要がありますので、保険金の支払事由が生じた場合だけでなく、**お支払いの可能性が有ると思われる場合やご不明な点が生じた場合についても、すみやかにネオファースト生命コンタクトセンターにご連絡ください。**

ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター



0120-226-201



9:00～19:00 (土曜日は17:00まで)
※日・祝日を除く



<http://neofirst.co.jp>

- 支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」にも記載していますのであわせてご確認ください。
- ネオファースト生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、保険契約者のご住所などを変更された場合には必ずご連絡ください。

9

保険会社が破たんした場合など

- ネオファースト生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破たんに陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られますが、ご契約時にお約束した保険金額の削減など、契約条件を変更することがあります。
- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額が削減されることがあります。

➤生命保険契約者保護機構



03-3286-2820



[月曜日～金曜日] 9:00～12:00、13:00～17:00
※祝日・年末年始を除く



<http://www.seihohogo.jp/>

- 生命保険のお手続き(ご契約内容の変更など)やご契約に関する苦情・相談につきましては、ネオファースト生命コンタクトセンターへご連絡ください。

ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター

 **0120-312-201**  9:00～19:00(土曜日は17:00まで)
※日・祝日を除く

 <http://neofirst.co.jp>

指定紛争解決機関について

- 本商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。
- 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

≫一般社団法人 生命保険協会

 <http://www.seiho.or.jp/>

[募集代理店]

[引受保険会社]

ネオファースト生命保険株式会社

〒141-0032 東京都品川区大崎二丁目11-1 大崎ウイズタワー

<Webサイト>

<http://neofirst.co.jp>

ネオファースト生命

検索 

2019年9月版

N3027-03 (登)B19N1035(2019.6.4) 営業業務部 '19年7月作成